

福岡県公報

令和7年7月11日
第 611 号

目次

告 示 (第438号 - 第443号)

- 耕地整理組合の組合長臨時代理者の解任 (農村森林整備課) 1
- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4
- 令和7年度林業種苗生産事業者講習会 (林業振興課) 5
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 7
- 国土調査の指定 (農山漁村振興課) 10

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告 (行財政支援課) 10
- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告 (行財政支援課) 10

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 10

公安委員会

- 福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

関する規則の一部を改正する規則 (警察本部情報管理課) 12

○意見募集の結果の公示 (警察本部情報管理課) 12

警 察 本 部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示 (警察本部情報管理課) 13

労働委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (労働委員会事務局調整課) 13

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (労働委員会事務局調整課) 13

告 示

福岡県告示第438号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第5項の規定に基づき、八女郡大洲村鶯野耕地整理組合の組合長臨時代理者を解任したので、次のように告示する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
田中 健太郎	久留米市櫛原町55-1 第一秋葉ビル201号 田中・松尾法律事務所

福岡県告示第439号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- (1) 一般曹候補生
- (2) 自衛官候補生

2 受付期間

- (1) 一般曹候補生
令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 2 日（火）まで
- (2) 自衛官候補生
令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 2 日（火）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者で日本国籍を有する者
※32 歳の者は、採用予定月の末日現在、33 歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 一般曹候補生
 - ア 第 1 次試験（学科試験・適性検査（W e b））
令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 21 日（日）（予定）
 - イ 第 2 次試験（口述試験・身体検査）
令和 7 年 10 月 12 日（日）～令和 7 年 10 月 16 日（木）（予定）
- (2) 自衛官候補生
 - ア 学科試験・適性検査（W e b）
令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 21 日（日）（予定）
 - イ 口述試験・身体検査
令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 5 日（日）（予定）

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1－12 （電話 092－584－1881・1882・1883）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方 5－1－1 （電話 093－963－7728又は093－963－3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455－1（芦屋基地内） （電話 093－223－0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930－56－1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639－1 （電話 0948－22－4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5－12（福岡駐屯地内） （電話 092－591－7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2－1－5 博多サンシティビル 2 F （電話 092－414－5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島 3－24－2 （電話 092－672－3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜 5－4－20 パールマンション 1 F （電話 092－891－7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942－38－1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943－24－5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町 1－2－9 （電話 0944－52－3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町 6－7 （電話 0944－72－7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市大力字ニシノ1984の1、1986、1987の1から1987の3まで、1936（次の図に

示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ニシノ 1936・1984 の 1・1986・1987 の 1 から 1987 の 3 まで (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 441 号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 30 条の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榊田字中ノ原 608・679 の 2・679 の 3 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 442 号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 30 条の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字採銅所字平野浦 3768 の 2、3814、3816、字松尾 6610 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野浦 3768 の 2・3814・3816・字松尾 6610 の 1 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字川見手94番8、94番9、95番1、95番3、96番1及び96番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼 直人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市上古賀三丁目116番4、117番1、117番3、119番1及び119番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役 穴吹 忠嗣

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字阿志岐262番1、262番2、263番、264番1から264番5まで、269番11、269番16、275番4、275番6、276番6、276番9、277番2、277番3、280番1、280番2、281番及び282番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島五丁目17番25号

アトム株式会社

代表取締役 花田 利喜

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、令和7年度林業種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
令和7年8月29日（金曜日） 午前10時00分～午後5時00分	久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和7年8月22日（金曜日）までに、受講申込書（用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証

紙によること。）を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。ただし、福岡県領収証紙に代えて、キャッシュレス決済による納付も可能である。

4 問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3548
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5972
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- 講習会には、筆記用具を持参すること。
- 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 講習では資器材等を使用するため、対面での受講を原則としている。Web会議システム等での受講を希望する場合は、4の部局に問い合わせること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立中学校等学習者用コンピュータ賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和7年7月31日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
県立中学校等学習者用コンピュータ賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
令和7年12月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年8月22日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和7年8月7日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880

（FAX） 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX） 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年7月11日（金曜日）から令和7年7月25日（金曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年8月22日（金曜日）午前10時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁第一会議室

(2) 日時

令和7年8月22日（金曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of computers for use in public junior high schools in Fukuoka Prefecture

(2) Time Limit of Tender :

10：00 on August 22, 2025

- (3) Contact Point for the Notice：Facilities Management Division,
Fukuoka Prefectural Office
7－7, Higashikoen, Hakata－ku, Fukuoka City, 812－8577, Japan
TEL 092－643－3880

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和7年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和7年7月2日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和7年7月2日から 令和8年3月31日まで
令和7年7月2日	田川郡糸田町	宮谷、西部の各一部	令和7年7月2日から 令和8年3月31日まで
令和7年7月2日	田川郡福智町	上野の一部	令和7年7月2日から 令和8年3月31日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年7月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
糸島市	新	糸島市生涯学習センター	糸島市志摩初72番地1	令和7年6月2日
	旧	志摩体育館	糸島市志摩初72番地1	

小竹町	新	小竹みらい小学校体育館	鞍手郡小竹町大字勝野3540番地	令和7年4月1日
	旧	小竹南小学校体育館	鞍手郡小竹町大字勝野3540番地	

福岡県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年7月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
糸島市	糸島市男女共同参画センターラポール	糸島市神在西三丁目1番5号	令和7年6月2日
糸島市	糸島市高齢者福祉施設二丈苑	糸島市二丈深江一丁目4番7号	令和7年6月2日
小竹町	小竹西小学校体育館	鞍手郡小竹町大字新多466番地1	令和7年4月1日
小竹町	小竹北小学校体育館	鞍手郡小竹町大字御徳1375番地	令和7年4月1日

監査委員

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

福岡県監査委員 塩 川 正 一
同 世 利 洋 介
同 森 行 一
同 渡 辺 美 穂

7 社 活 1 1 7 6 号
令和7年6月25日

福岡県監査委員

塩 川 正 一 殿

同 世 利 洋 介 殿

同 森 中 行 一 殿

同 原 誠 志 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	施設整備費等補助金の補助対象となる工事請負契約において、団体の契約事務取扱規則で作成しなければならないと定められている検査調書が作成されていた。	事務局長は、財務担当部局の職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 財務担当部局の長は、契約事務取扱規則に基づき必要項目を記載したチェックリストを作成し、全職員にチェックリストを必ず使用するよう周知する。 ・ 検査担当の職員は、入札を伴う工事の履行完了時に検査調書を作成し、上司は、チェックリストに基づき、検査調書が適正に作成されていることを確認する。 ・ 財務担当部局の職員については、今後の適正な契約事務の参考とするため、福岡県財務会計事務の動画研修を受講する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年7月11日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「署名等」を「申請等に係る署名等」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を行った福岡県公安委員会等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 法第7条第1項ただし書に規定する処分通知等を受ける旨の表示の方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の福岡県公安委員会等の定めるところにより行う届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第11条 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、福岡県公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を行った福岡県公安委員会等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著

しく不相当と認められる部分がある場合）

第12条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると福岡県公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと福岡県公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第211号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和7年5月12日から同年6月10日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年7月11日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県公安委員会規則第16号）

2 規則の公布の日

令和7年7月11日

3 意見公募手続の結果

意見の提出は次のとおりであったが、意見公募の対象外だったので、原案のとおり規則を制定することとした。

意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	電子署名法に反対である。 反対の理由は、私が税金が無駄になったようなトラブルを疑似体験したためである。	御意見については本意見公募手続の対象外となりますが、御意見は保管させていただきます。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部情報管理課に備え置く。

警察本部

福岡県警察本部告示第43号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和7年8月1日から施行する。

令和7年7月11日

福岡県警察本部長 住友 一仁

5の次に次のように加える。

6 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準

公安委員会等情報通信技術活用規則第8条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

7 処分通知等を行った福岡県公安委員会等を確認するための措置

(1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第9条第2項ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく処分通知等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて処分通知部分に接続する措置とする。

法令	条項
道路交通法	第74条の3第9項

(2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第11条ただし書に規定する措置は、次の表の

左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる条項に基づく処分通知等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて処分通知部分に接続する措置とする。

法令	条項
道路交通法	第74条の3第9項

労働委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに「個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県労働委員会の処分に係る審査基準」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県労働委員会事務局調整課に備え置きます。

令和7年7月11日

福岡県労働委員会会長 上 田 竹 志

1 意見を募集しなかった理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の施行日

令和7年6月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに「福岡県情報公開条例に基づく福岡県労働委員会が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県労働委員会事務局調整課に備え置きます。

令和7年7月11日

福岡県労働委員会会長 上 田 竹 志

1 意見を募集しなかった理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の施行日

令和7年6月27日